

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

平成 28 年度 第 3 回会議

配付資料

(平成 29 年 3 月 23 日)

(議事)

- 平成 29 年度予算等に係る子ども育成計画の推進について-----資料 1
(参考資料：平成 29 年度国の子ども子育て関連予算について) -----資料 2
- 八王子市保・幼・小連携の推進に関する基本方針について-----資料 3, 4

(報告)

- 八王子版ネウボラの現状及び今後の取り組み方針について-----資料 5
- 市制 100 周年記念事業「ビジョンフォーラム」の概要について-----資料 6
- 地域福祉計画改定に伴う意識調査について-----別途配布
- 平成 28 年度指導検査について-----資料 7
- 八王子市子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告について-----資料 8
- 平成 28 年度社会福祉審議会代表者会
及び各部会の開催状況について-----資料 9

(その他)

- 平成 29 年度社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催予定について-資料 10

①平成29年度予算案 子ども・子育て関連の新規・拡充事業 抜粋

| 4つの基本方針 | 17の基本施策 | 重点施策 | 区分 | 予算の事業名 | 内容(事業費) | 所属名称 | |
|---------|----------------------------|--------------------|----|---------------|---|--|-----------------------|
| 1 次世代育成 | 1 子どもの権利を大切に するまちづくりの推進 | 1 | 充 | 子育てプロモーションの推進 | 【児童福祉専門分科会経費】(3,721千円) 子どもにやさしいまちづくり推進に係るアンケート業務委託費用を計上 | 子ども家庭部 子どものしあわせ課 | |
| | | - | 充 | 次世代育成支援 | 【子どもフォーラム開催】(1,220千円) 100周年記念事業のビジョンフォーラムのエンディングとして開催する。 | | |
| | 2 子どもの生きる力を育む環境の充実 | - | 充 | 次世代育成支援 | 【赤ちゃんふれあい事業】(2,857千円) 赤ちゃんふれあい事業の実施中学校を10校から25校へ増やして実施する。 | 子ども家庭部 子どものしあわせ課 | |
| | 4 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実 | 5 | 充 | 放課後子ども教室 | 【放課後子ども教室】(148,327千円) 児童の居場所対策の充実を図るため、実施校数を拡大するとともに、既存実施校の開催日数を拡大し、学童保育所と連携した放課後の居場所づくりを一体的に推進する。 (放課後子ども教室週5日実施校 18校から30校へ) | 生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課 | |
| 2 子育て支援 | 6 働きながら子育てできる環境の充実 | 6 | 充 | 保育施設の整備促進 | 【民間保育所施設整備促進】(690,400千円) ※表1 【小規模保育施設整備促進】(35,000千円) 【事業所内保育施設整備促進】(57,493千円) 民間保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設の整備を促進し、30年4月に向けて177名の定員増を図る。 | 子ども家庭部 保育対策課 | |
| | | 6 | 充 | 施設型給付 | 【民間保育所運営】(16,214,190千円) (うち「地域子育て支援推進加算」10,500千円) 在宅で子育てをする家庭向けに育児講座等を行う保育園に対し、新たに費用の一部を運営費に加算して支払うこととし、在宅での育児支援を推進する。 | 子ども家庭部 保育幼稚園課 | |
| | | 6 | 充 | 市立保育所の管理運営 | 【本庁舎内保育施設整備】(76,500千円) 本庁舎内の駐車スペースに、新たに小規模保育施設を設置する。(30年4月開設予定) | 子ども家庭部 保育幼稚園課 | |
| | 8 子育て家庭への支援の充実 | 6 | 充 | 学童保育所の管理運営 | 【学童保育所施設整備】(208,093千円) ※表2 児童数が増加している地域、3か所の学童保育所を増築し、30年4月までに159名分の定員増を図る。 【学童保育所待機児童の居場所対策】(30,164千円) 学童保育所の待機児童を対象に、28年5月に開始した見守り事業を29年度も実施 | 子ども家庭部 児童青少年課 | |
| | | | 7 | 新 | 母子保健 | 【八王子版ネウボラのコールセンター運営】(6,517千円) ワンストップで市民が迷わず相談できるコールセンターを開設し、八王子版ネウボラの相談体制を充実する。 | 医療保険部 大横保健福祉センター |
| | | 9 子育てに関する相談・居場所の充実 | 8 | 充 | 子ども家庭支援センターの管理運営 | 【親子ふれあい広場運営】(24,126千円) 親子ふれあい広場みなみ野の相談員2名を3名に増員する。 | 子ども家庭部 子ども家庭支援センター |
| | | | 9 | 充 | 子育て親子支援 | 【親子つどいの広場運営】(53,158千円) 子育て支援員を親子つどいの広場ゆめきざし・堀之内に各1人配置し、相談体制を強化する。 | 子ども家庭部 子ども家庭支援センター |

表1 「保育施設の整備促進」

| 保育定員の状況 | | | | | | (単位 人) | |
|---------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-----------|
| 区分 | 整備施設 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 計 | |
| 保育所 | (仮称)台町一丁目 | | | 70(34) | | 287 (191) | |
| | わらべうつき台保育園分園 | | | 30(30) | | | |
| | フエロー | | | 12(12) | | | |
| | (仮称)由井管内 | | | | 110(50) | | |
| 小規模施設 | (仮称)桑の実幼稚園 小規模保育所 | | | 19(19) | | | |
| | (仮称)本庁舎内 小規模保育所 | | | 16(16) | | | |
| 事業施設内 | (仮称)キッズ・ベル | | | 30(30) | | | |
| 定員増数(4月1日時点) | | - | 152 (114)※ | 177 (141) | 110 (50) | | 439 (305) |
| 定員数(4月1日時点) | | 11,322 (4,529) | 11,474 (4,643) | 11,651 (4,784) | 11,761 (4,834) | | - |
| 待機児童数(4月1日時点) | | 139 (129) | - | - | - | | - |

()は3歳未満児定員の内数

表2 「学童保育所施設整備」

| 保育定員の状況 | | | | | (単位 人) |
|---------------|----------------|-------|-------|-------|--------|
| 区分 | 整備施設 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 計 |
| 28年度 | 千人町学童保育所(増設) | | 60 | | 331 |
| | 高倉小学学童保育所(増築) | | 31 | | |
| | 東浅川小学学童保育所(増築) | | 31 | | |
| | 散田小学学童保育所(増設) | | 70 | | |
| | 由木東小学学童保育所(増築) | | 34 | | |
| | 長沼学童保育所(増築) | | 24 | | |
| | 横川学童保育所(増築) | | 41 | | |
| | 七国小学学童保育所(増設) | | 40 | | |
| 29年度 | 第一小学学童保育所(増設) | | 36 | | 159 |
| | 久保山小学学童保育所(増設) | | 70 | | |
| | つくみ学童保育所(移転) | | 53 | | |
| 定員増数 | | | 367 | 123 | 490 |
| 定員数見込 | | 6,244 | 6,611 | 6,734 | - |
| 在籍児童数(4月1日時点) | | 5,709 | - | - | - |
| 待機児童数(4月1日時点) | | 370 | - | - | - |

| | | | | | | | |
|----------|----|---------------|----|--------------------------------|--|---|---------------------|
| 4 要支援 | 15 | 障害児支援 | 新 | はちおうじっ子・切れ目のない支援事業(通称:マイ・ファイル) | 【マイ・ファイル】(4,899千円) ※図1 誰もが乳幼児期から就学、進学、就労などの節目で困ることがないように、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援を行う。 29年度は、子どもの成長や発達を記録・保存する「マイ・ファイル」作成のための消耗品購入及び普及・啓発資料の作成等を行う。 | 福祉部、 医療保険部、 子ども家庭部、 学校教育部 | |
| | | | 新 | 障害児支援 | 【児童発達支援センター整備補助】(24,700千円) 地域の障害児・家族の相談支援や障害児を預かる施設への援助・助言を行う、本市2か所目となる児童発達支援センターの整備に対し補助を行う。 | 福祉部 障害者福祉課 | |
| | 16 | ひとり親家庭への支援の充実 | 新 | ひとり親家庭の自立促進 | 【ひとり親家庭親子ふれあい事業】(144千円) 親子でふれあい、他の親子とも交流を深めるための交流会を実施する。 | 子ども家庭部 子育て支援課 | |
| | 14 | 生活困窮者の自立支援 | 充 | 生活困窮者の自立支援 | 【学習支援】(59,000千円) 生活保護受給世帯及び児童扶養手当の全部支給対象世帯の中学生を対象とした学習支援事業として無料学習教室の会場を8か所から12か所に増設する。 【訪問支援】(19,560千円) 訪問による学習及び生活支援により、通常の就学・社会参加ができていない中学生や高等学校中退者で学びなおしを希望する者等も無料学習教室等に参加できるよう体制を整える。 | 福祉部 生活自立支援課 | |
| | 17 | 子どもの貧困対策 | 14 | 新 | 子育て親子支援 | 【地域子ども支援】(1,000千円) ※図2 子ども食堂や無料学習塾などの継続的な開催を支援するための業務委託費用を計上 | 子ども家庭部 子どものしあわせ課 |
| | | | 新 | 政策立案機能の充実 | 【子どもの生活習慣及び家庭の状況調査】(3,000千円) 家庭の経済状況が子どもの生活習慣などに与える影響や、経済的に厳しい家庭の支援ニーズの把握を目的として、子どもの生活習慣や親の就労状況、各種支援制度の認知・利用状況等について調査を行うための業務委託費用を計上 | 総合経営部 経営計画第二課 | |
| | | | 充 | 就学援助 | 【就学援助費の支給(小学校)】(113,600千円) 【就学援助費の支給(中学校)】(167,112千円) 準要保護の認定基準の引上げを行い対象者数の拡大を図るほか、入学準備金の補助単価引上げを行う。 | 学校教育部 教育支援課 | |

図1 「マイ・ファイル」のイメージ

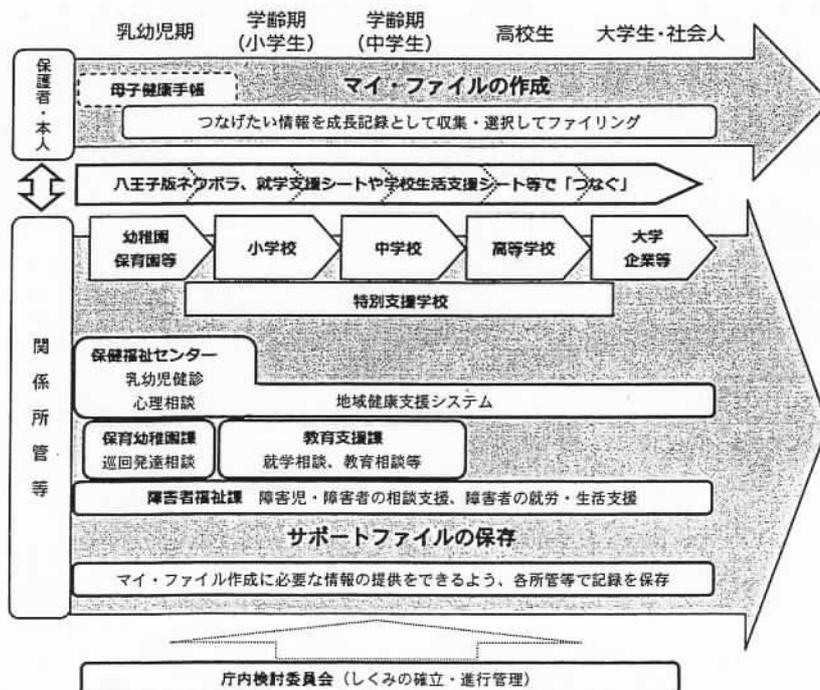
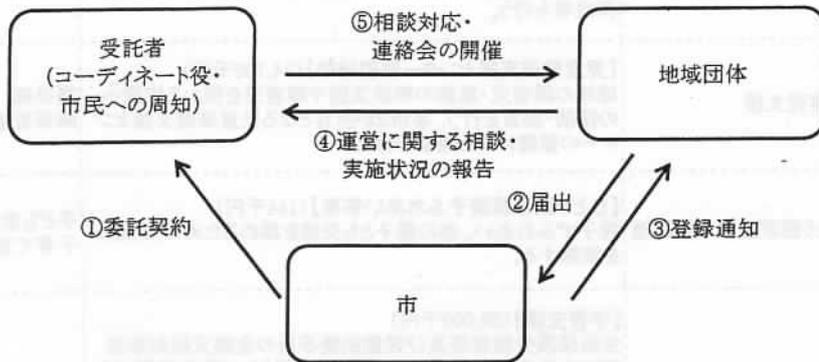


図2 「地域子ども支援」



②子ども・子育て支援事業計画 平成29年度予算案を反映した確保方策の見込み

教育・保育

| 教育・保育 | | | | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 事業内容 | 子育て家庭の多様な教育・保育のニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、平成27年4月から創設される地域型保育として、家庭的保育(保育ママ)・小規模保育や事業所内保育などを実施していきます。 | | | | | | | |
| 対象 / 単位 | 0～5歳 / 利用人数(人/日) | | | | | | | |
| | 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | | |
| | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | |
| | 保育所等利用 | | | 幼稚園等利用 | 保育所等利用 | | | 幼稚園等利用 |
| 量の見込み | 947 | 3,732 | 6,015 | 6,575 | 934 | 3,770 | 6,011 | 6,299 |
| 確保方策 | 934 | 3,703 | 6,726 | 7,958 | 943 | 3,773 | 6,726 | 7,958 |
| 見込み(年度当初) | 932 | 3,711 | 6,831 | 7,958 | 966 | 3,818 | 6,867 | 7,958 |
| 量の見込み算出方法 | 0歳児:推計児童数×入所申込率 | | | | | | | |
| 事業実施の考え方 | 0～2歳の保育ニーズの増加に対応するため、保育所の施設整備や地域型保育事業の推進などにより保育定員の拡大を図り、平成30年4月に待機児童の解消を目指します。 | | | | | | | |

地域子ども・子育て支援事業

| 1. 利用者支援事業 | | |
|------------|--|--------|
| 事業内容 | 子育て家庭がニーズに合わせて、多様な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。 【特定型】市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報を提供します。 【基本型】子育てひろばなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行います。 【母子保健型】保健センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援・情報提供を行います。 | |
| 対象 / 単位 | 0～5歳 / 実施か所数(か所) | |
| | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 量の見込み | 14 | 17 |
| 確保方策 | 9 | 17 |
| 見込み(年度末) | 11 | 13 |
| 特定型 | 量の見込み | 3 |
| | 確保方策 | 3 |
| | 見込み(年度末) | 3 |
| 基本型 | 量の見込み | 11 |
| | 確保方策 | 6 |
| | 見込み(年度末) | 5 |
| 母子保健型 | 量の見込み | - |
| | 確保方策 | - |
| | 見込み(年度末) | 3 |
| 量の見込み算出方法 | 市役所・子育てひろば・保健福祉センターの具体的な拠点数にて算出 ・保育相談などの実施場所の拡充により、利便性の向上を図っていきます。 | |
| 事業実施の考え方 | ・子育てひろばに「子育てひろばコンシェルジュ(仮)」を配置し情報提供の充実を図っていきます。 | |

| 3. 放課後児童健全育成事業 | | |
|----------------|---|--------|
| 事業内容 | 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を提供します。 | |
| 対象 / 単位 | 小学校1～6年生 / 利用人数(人/日) | |
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 量の見込み | 7,435 | 7,439 |
| 確保方策の合計 | 9,851 | 10,621 |
| 見込み(年度当初) | 9,957 | 10,736 |
| 学童保育所 | 確保方策 | 6,494 |
| | 見込み(年度当初) | 6,600 |
| 放課後子ども教室 | 見込み(年度末) | 2,416 |
| 児童館 | 見込み(年度末) | 941 |
| 量の見込み算出方法 | 推計児童数×利用を希望する家庭の割合 | |
| 事業実施の考え方 | ・学童保育所の待機児童解消に向けて、計画的に施設整備を行い、受け入れを充実していくとともに、放課後子ども教室との一体的な事業連携を推進し、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めていきます。 ・放課後子ども教室については、週5日実施する学校を順次増やしていきます。 ・高学年については、施設に余裕のある学童保育所と放課後子ども教室で受け入れていきます。 | |

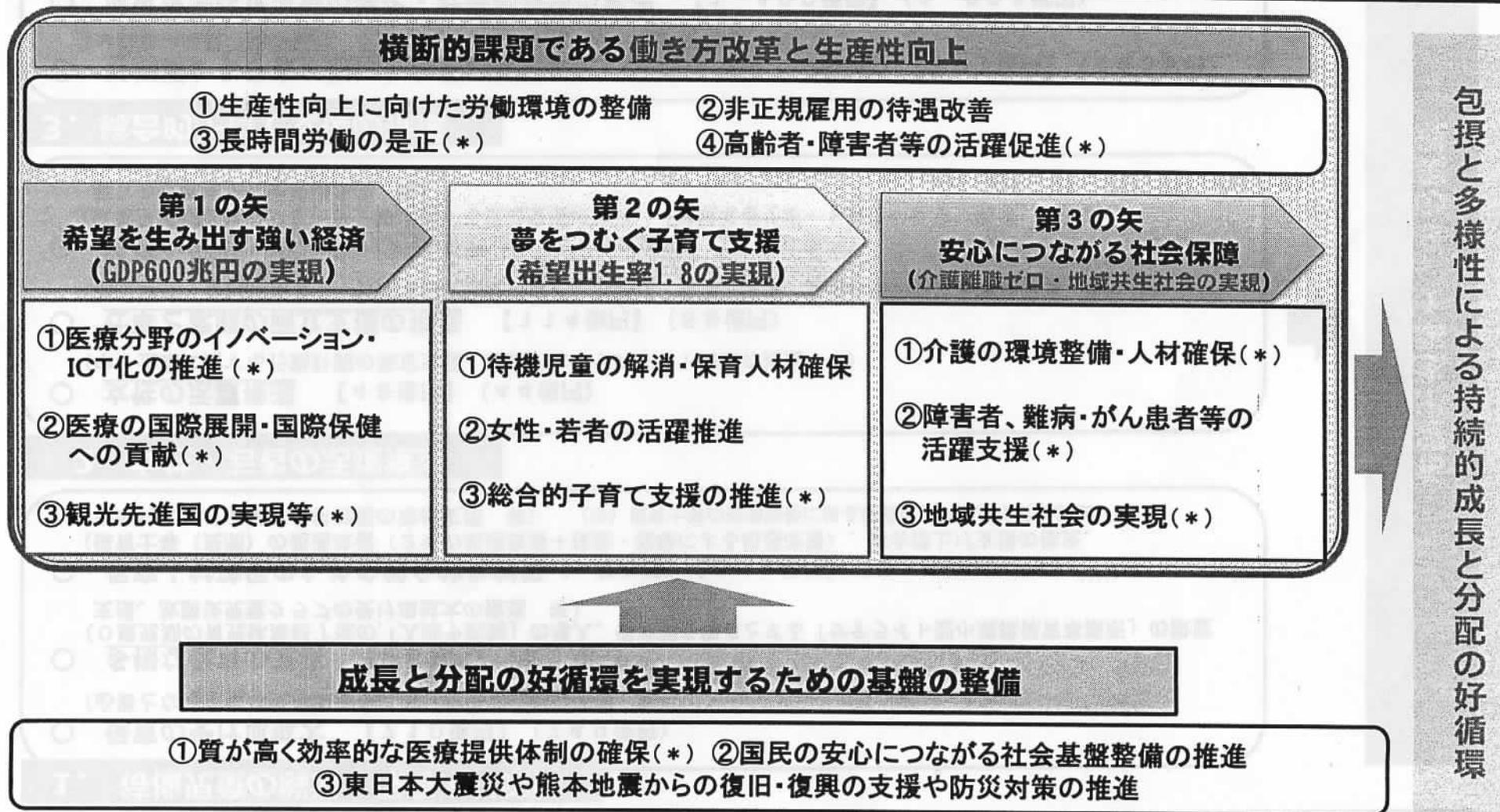
※ 放課後子ども教室週5日実施校 平成28年度18校→平成29年度30校

平成 29 年度
国の子ども・子育て関連予算について

**平成29年度厚生労働省予算案の
重点事項**

平成29年度厚生労働省予算案の重点事項

平成29年度予算は「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されてから初めての予算であり、「新三本の矢」、「働き方改革と生産性向上」に沿った施策に焦点を絞り、必要な予算措置を行う。



(*)「保健医療2035提言書」に掲げられている施策 ⇒ 「保健医療2035」を着実に推進

第2の矢 夢をつむぐ子育て支援

1. 待機児童の解消・保育人材確保

- **保育の受け皿拡大** 【710億円】(749億円)
(必要となる保育の受け皿確保に向けた保育園等の整備 等)
- **多様な保育の充実** 【93億円】(22億円)
(0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入、保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援、放課後児童クラブの受け皿拡大の推進 等)
- **保育人材確保のための総合的な対策** (一部再掲) 【209億円】(210億円) (※)
(保育士等(民間)の処遇改善(2%の処遇改善+技能・経験による処遇改善)、宿舎借上げ支援の拡充、市町村における保育人材確保の取組支援 等) (※) 保育士等の処遇改善に係る経費は、内閣府予算に計上

2. 女性・若者の活躍推進

- **女性の活躍推進** 【48億円】(44億円)
(中小企業に対する行動計画の策定支援、総合的なハラスメント対策の推進 等)
- **仕事と家庭の両立支援の推進** 【114億円】(58億円)
(改正育児・介護休業法(介護休業の分割取得など)の周知・指導の実施、男性の育児休業の取得促進 等)
- **若者の就職・職業能力開発の推進** 【130億円】(119億円)
(就職氷河期世代のフリーター等に対する就職支援の強化、「地域若者サポートステーション事業」の推進、若者の技能検定の受検料減免 等)

3. 総合的子育て支援の推進

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施** (一部再掲) 【207億円】(185億円)
(分娩取扱施設の設備整備、子育て世代包括支援センターの設置促進 等)
- **児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進** 【1,490億円】(1,295億円)
(児童相談所及び市町村の体制強化、家庭養護の推進及び自立支援の充実、児童養護施設等の運営費【1,227億円】、民間児童養護施設職員等の処遇改善(2%の処遇改善+技能・経験等による処遇改善) 等)
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 【2,056億円】(1,993億円)
(「すくすくサポート・プロジェクト」の着実な実施(相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくりや学習支援、親の資格取得支援、児童扶養手当の支給【1,784億円】等) 等)

希望出生率1.8の実現

保育士・介護人材等の処遇改善について

保育士等（民間）の処遇改善

29年度所要額(国費)：544億円

保育園等に勤務する全ての職員

- 2%（月額6千円程度）の処遇改善

技能・経験を積んだ保育士等

- 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

※ 放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を実施

介護人材・障害福祉人材の処遇改善

29年度所要額(国費)：408億円

介護人材・障害福祉人材

- 臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み（キャリアアップの仕組み）を構築した事業者に対し、新たな上乘せ評価を行う加算を創設 ⇒ 月額平均1万円相当の処遇改善
- 障害福祉人材についても、同様の処遇改善を実施

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



① キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

※ 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。

ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。

② 副主任保育士 ※ライン職

③ 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

④ 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善

保育士等 <平均勤続年数8年>

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

**平成29年度厚生労働省
予算案の主要施策**

第2の矢 夢をつむぐ子育て支援

1. 待機児童の解消・保育人材確保

(保育の受け皿拡大) 【一部新規】

【710億円】 (749億円)

- 待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。
- 保育園等の設置等の際に地域住民との合意形成を進める自治体・保育園等における「地域連携コーディネーター」の配置を支援する。

(多様な保育の充実) 【一部新規】

【93億円】 (22億円)

- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。
- 3歳児以降の継続的な保育の確保のため、3歳以上の子どもの受入に特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援する。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、運営費補助額の増額を行う。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。
※内閣府予算に計上

(保育人材確保のための総合的な対策) 【一部新規】 (一部再掲)

【209億円】 (210億円)

- 2% (月額6千円程度) の処遇改善を行うとともに、
 - ・ 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円 (園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象)
 - ・ 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。
※内閣府予算に計上
- ※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- ※ 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員 (園長を除く) に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 保育士の宿舎を借り上げるための費用を支援する「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、その対象要件 (保育園等に採用されてから5年間) を見直し、対象者を拡大する。
- 人材情報サイトの開設による求人情報の提供、就職希望者向けの保育園等の見学会の開催など、新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を行う市町村を積極的に支援する。

- 保育、看護、介護の各分野における人材確保のため、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」を拡充するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、就職支援の取組を強化する。
- 保育関連事業主による「魅力ある職場づくり」のための雇用管理改善の取組について、助成金の拡充を行う。

2. 女性・若者の活躍推進

(女性の活躍推進)

【48億円】 (44億円)

- 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等が努力義務となっている300人以下の中小企業について、行動計画策定に向けた相談支援や助成金の支給を行うとともに、女性活躍推進企業データベースの運用により、女性活躍に向けた取組を促進する。
- 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業主の措置の義務付けなどを内容とする改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法について周知・徹底を図るとともに、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。
- マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を行う。

(仕事と家庭の両立支援の推進) 【一部新規】

【114億円】 (58億円)

- 介護休業の分割取得などを含む改正育児・介護休業法について、改正内容の周知や事業主への指導を行う。
- 男性の育児休業の取得促進、介護離職への対応のため、助成金の支給により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主を支援する。

(若者の就職・職業能力開発の推進) 【一部新規】

【130億円】 (119億円)

- いわゆる「団塊ジュニア世代」を含む就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、短期集中的なセミナー、企業に対する雇入れ支援等を新たに実施することにより、正社員就職に向けた集中的な支援を実施する。
- 地域若者サポートステーションにおいて、高校等の関係機関との連携を強化し、アウトリーチ（訪問）型等による切れ目のない就労支援を実施する等、高校中退者等の若年無業者等に対する就労支援の一層の推進を図る。
- ものづくり分野など地域における人材の育成を支援するため、若者の技能検定の受検料減免措置等により、受検しやすい環境の整備に取り組む。

3. 総合的子育て支援の推進

(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施) 【一部新規】 (一部再掲) (*) 【207億円】 (185億円)

- 分娩施設が少ない地域において開設した分娩取扱施設等の設備整備に必要な費用を支援する。
- 高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を継続するとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増加を図る。
- 子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。
※一部内閣府予算に計上

(児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進) 【一部新規】 【1,490億円】 (1,295億円)

- 児童相談所、市町村の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化する。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。また、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の利便性向上のための更なる改善を図る。
- 社会的養護が必要な子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、児童養護施設等の小規模化・地域分散化などを図る。また、児童養護施設等の運営に要する費用を確保する。
- 民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施する。
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加するとともに、これらの者以外の入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業を創設する。

(ひとり親家庭等の自立支援の推進) 【一部新規】 【2,056億円】 (1,993億円)

- 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給）、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。
- ひとり親家庭の自立を推進するため、児童扶養手当の支給や子どもの修学等に必要な資金などについて母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。
- ひとり親を含む生活困窮者や生活保護受給者等の就労を支援するため、これらの者を雇用する事業主への効果的な支援を強化するとともに、就職後の定着を支援する。

八王子市保・幼・小連携の推進に関する基本方針の概要

(平成 年 月 日決定)

案

基本方針の位置付け

第3次八王子市子ども育成計画及び第2次八王子市教育振興基本計画の双方に掲げる施策「保・幼・小連携の推進」に基づき、施策を推進する上での基本的な方向や実施機関の取組についての基本的な考え方を示すもの

保・幼・小連携の推進に関する基本的な方向

保・幼・小連携の必要性

- 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援の継続や「小1プロブレム」への対応
- すべての子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育活動の実践
- 保護者や地域との切れ目のない連携体制の構築

保・幼・小連携の推進の基本的な考え方

就学前から義務教育9年間を見通し、子どものよりよい育ちのために、保育園・幼稚園・小学校・学童保育所等が相互に連携し、共通した考えを持って保・幼・小連携の推進に取り組む

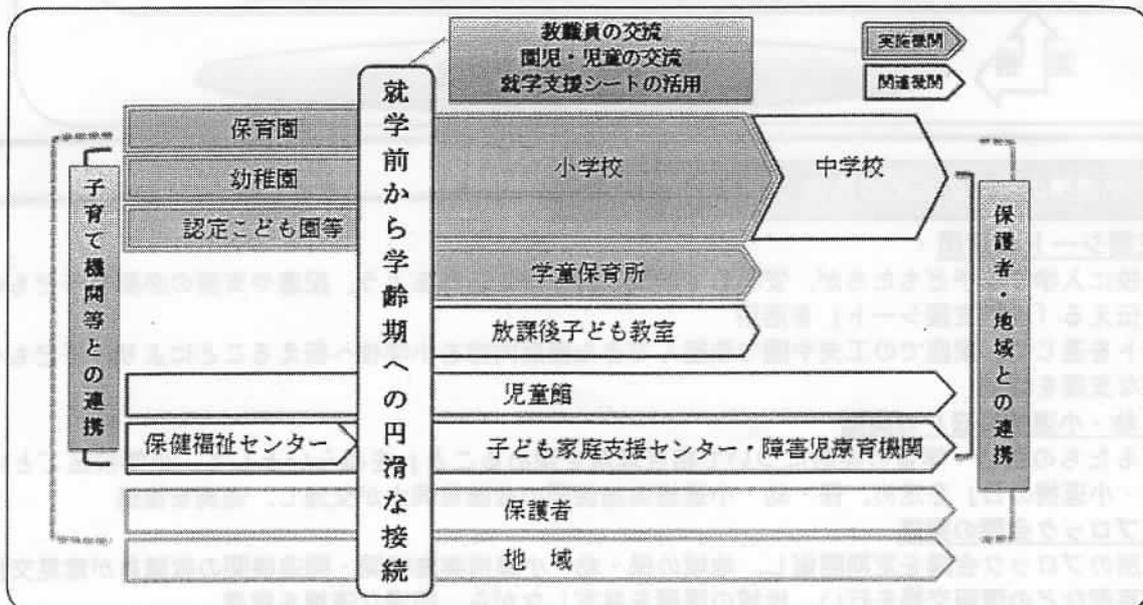
保・幼・小連携の基本目標

～互いを理解し 共に育てる はちおうじっ子～

保・幼・小連携実施機関の教職員が、相互理解を図り、円滑で継続性・連続性のある保育・教育活動を行い、保護者・地域と共に、ふるさと八王子への愛着と将来への希望を持った子どもたちを支え、育んでいくことを連携の基本目標とする。

保・幼・小連携の推進体制

保・幼・小連携実施機関が関連機関との連携を図りながら、保・幼・小連携の取組を推進



行政機関(教育委員会・子ども家庭部)

(必要な支援及び研修等の実施)

保・幼・小連携の推進のための取組

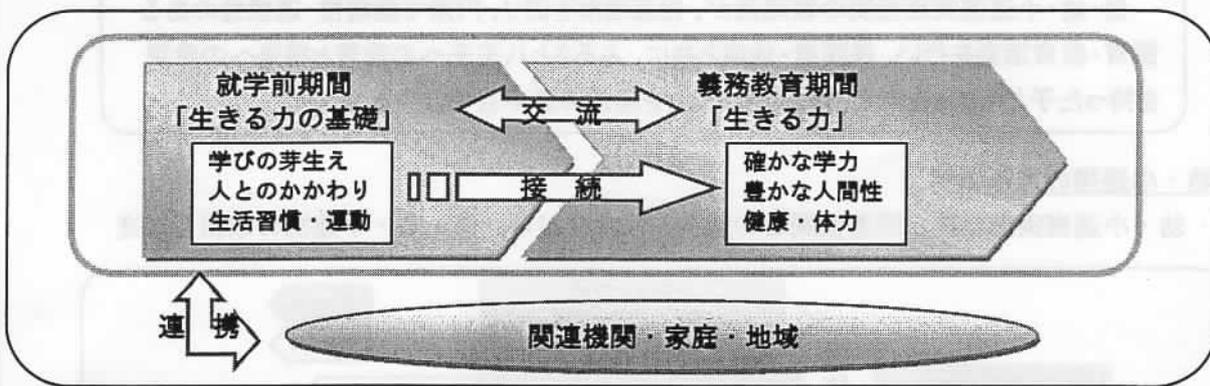
保・幼・小連携の推進の基本方針と取組の方向性

実施機関の取組に必要な3つの視点（基本方針）

保・幼・小連携実施機関（市内保育園・幼稚園、小学校及び学童保育所）の教職員が必要に応じて関連機関（保健福祉センター、児童館、子ども家庭支援センター及び障害児療育機関等）との連携を図りながら、保・幼・小連携に取り組むための本市における基本方針と取組の方向性

| 基本方針 | 取組の方向性 |
|------------------------------------|---|
| 基本方針1 子どもの意欲を伸ばし、成長を支える | 1. 「学び」の基礎を育む「遊び」の時間と体験活動の充実 （「学びに向かう力」の育成と伸長） 2. 基本的生活習慣の獲得と体力の向上 3. 移行期の交流と円滑な接続 |
| 基本方針2 教職員同士がつながり、相互理解と指導力の向上を図る | 4. 教職員同士の交流と相互理解 5. 移行期のつながりを意識した指導と多様性の尊重 6. 保・幼・小連携の深化（研修・研究） |
| 基本方針3 家庭・地域との連携・協働を図る | 7. 家庭への啓発と連携 8. 地域との連携・協働 |

（連携のイメージ）



保・幼・小連携の推進のための施策

就学支援シートの活用

小学校に入学する子どもたちが、安心して学校生活を迎えられるよう、配慮や支援の必要な子どもの情報を伝える「就学支援シート」を活用

シートを通じて、家庭での工夫や園で取組んできた援助内容を小学校へ伝えることにより、子どもへの必要な支援を継続

「保・幼・小連携の日」の実施

「子どもたちの生活・学習の実態について相互理解を深めること」をねらいとして、小学校区ごとに「保・幼・小連携の日」を定め、保・幼・小連携実施機関の教職員同士が交流し、連携を推進

地域別ブロック会議の実施

地域別のブロック会議を定期開催し、地域の保・幼・小連携実施機関・関連機関の教職員が意見交換や取組事例などの情報交換を行い、地域の課題を共有しながら、円滑な連携を推進

保・幼・小子育て連絡協議会の開催

実務者会議として、保・幼・小子育て連絡協議会を設置し、実施機関及び関連機関が相互に連携し、情報交換や調査・研究を行い、保・幼・小連携の取組を深化

八王子市

保・幼・小連携の推進に関する基本方針
～互いを理解し共に育てるはちおうじっ子～



写真：みなみ野君田小学校の児童とみなみ野保育園の園児の交流

平成 29 年 3 月

八王子市

八王子市教育委員会

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 策定にあたって（背景と必要性） | 1 |
| 2 八王子市の保・幼・小連携の推進の基本的な考え方 | 2 |
| (1) 基本目標 | 2 |
| (2) 実施機関の取組に必要な3つの視点（基本方針） | 2 |
| (3) 実施機関における取組の方向性 | 3 |
| (4) 保・幼・小連携の推進体制 | 4 |
| 3 取組の基本的な考え方 | 5 |
| 基本方針1 子どもの意欲を伸ばし、成長を支える | 5 |
| (1) 「学び」の基礎を育む「遊び」の時間と体験活動の充実 | 5 |
| (2) 基本的生活習慣の獲得と体力の向上 | 7 |
| (3) 移行期の交流と円滑な接続 | 8 |
| 基本方針2 教職員同士がつながり、相互理解と指導力の向上を図る | 10 |
| (4) 教職員同士の交流と相互理解 | 10 |
| (5) 移行期のつながりを意識した指導と多様性の尊重 | 11 |
| (6) 保・幼・小連携の深化（研修・研究） | 13 |
| 基本方針3 家庭・地域との連携・協働を図る | 14 |
| (7) 家庭への啓発と連携 | 14 |
| (8) 地域との連携・協働 | 14 |
| 4 八王子市の保・幼・小連携の推進について | 16 |
| 保・幼・小連携の推進のための施策 | 16 |
| ①就学支援シートの活用 | 16 |
| ②「保・幼・小連携の日」の実施 | 16 |
| ③地域別ブロック会議の実施 | 16 |
| ④保・幼・小子育て連携協議会の開催 | 16 |
| 参考資料1. 保・幼・小連携のこれまでの本市の取組 | 17 |
| 参考資料2. 根拠法令等 | 17 |

1 策定にあたって（背景と必要性）

少子化の進行や、家庭及び地域コミュニティの状況など、子どもを取り巻く環境の変化により、規則正しい生活習慣、コミュニケーション能力や自己肯定感の低下等が課題として指摘されています。

平成25年に国が策定した第2期教育振興基本計画では、そのような子どもたちが、夢をもって未来に向かってはばたいていけるように「多様で変化の激しい社会」の中で「生き抜く力」を生涯にわたって育むことが述べられています。

乳幼児期には、こうした「生きる力」の基礎を育む役割があり、その力を小学校以降へと確実につなげていく必要があります。遊びの中で培う「生きる力」の基礎となる学びは、将来の主体性や創造性につながるものとなります。そのために、子どもが幼児期に経験してきたこと、小学校入学後に学習する内容の両面について、「学び」という観点から保育園・幼稚園・小学校が共通認識のもと、連携しながら子どもの成長を切れ目なく支えていく必要があります。

八王子市では、平成12年度から、保育園・幼稚園と小学校・学童保育所や児童館などが相互に連携する取組を行っています。子どもの発達は連続したものであることから、地域の中で切れ目なく支え育まれるべきものとして捉え、子どもがよりよく育つようにと始まった取組です。

平成19年度には、保・幼・小連携実施機関・関連機関（4、16ページ参照）がお互いの連携を深め、情報を共有しながら、保育園・幼稚園などに通っているすべての子どもが小学校入学後も楽しく学校生活を過ごせることを願い「就学支援シート」※1を作成しました。

さらに、平成26年度からは「保・幼・小連携の日」の取組を開始し、教職員相互の保育参観・授業参観などにより交流を深め、連携を推進してきました。

そのような中、これまでの取組から、

- ①特別な支援や配慮を要する子どもへの支援の継続や「小1プロブレム」への対応
- ②すべての子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育活動の実践
- ③保護者や地域との切れ目のない連携体制の構築

この3点が、保・幼・小連携を進める上での重要な視点であることが明らかになってきました。今後もさらに取組を進めていく上で、上記3点を踏まえた教職員※2の共通認識が必要であると考え、本市における「保・幼・小連携の推進に関する基本方針」を策定することとしました。

※1「就学支援シート」は、保育園・幼稚園などでの援助の様子や配慮していることを、保護者と共通理解し、小学校・学童保育所へ伝えていくものです。

※2 この方針において、教職員の定義は、保・幼・小連携実施機関・関連機関に勤務する職員全般とします。

2 八王子市の保・幼・小連携の推進の基本的な考え方

(1) 基本目標

就学前から義務教育9年間を見通し、子どものよりよい育ちのために、保育園・幼稚園・小学校・学童保育所等が相互に連携し、共通した考えを持って保・幼・小連携の推進に取り組むことができるよう、基本目標を次のとおり定めます。

～互いを理解し 共に育てる はちおうじっ子～

保・幼・小連携実施機関の教職員が、相互理解を図り、円滑で継続性・連続性のある保育・教育活動を行い、保護者・地域と共に、ふるさと八王子への愛着と将来への希望を持った子どもたちを支え、育てていくことを連携の基本目標とします。

(2) 実施機関の取組に必要な3つの視点（基本方針）

保・幼・小連携実施機関の教職員が必要に応じて関連機関（保健福祉センター、児童館、子ども家庭支援センター、放課後子ども教室、障害児療育機関等）との連携を図りながら、保・幼・小連携に取り組むための本市における基本方針を次のとおりとします。

方針1 子どもの意欲を伸ばし、成長を支える

就学前における生きる力の基礎と学齢期における生きる力を連続的に捉え、保護者や地域と共に子どもの学びに向かう力や豊かな心を継続的に育み、子どもの心身の健やかな成長と発達及び自立を支えていきます。

方針2 教職員同士が つながり、相互理解と 指導力の向上を図る

保・幼・小連携実施機関の教職員が相互の指導方法などの相互理解を図ることで、子どもと関わる力（子ども観や指導スキル）を向上させます。

方針3 家庭・地域との 連携・協働を図る

保護者には、接続期における支援・指導の工夫や子どもの発達の見通し、保・幼・小連携の取組の理解を図り、家庭との連携を深めます。

また、地域コミュニティや高齢者等多世代からの協力を得て、子どもたちの地域への愛着を深めていきます。

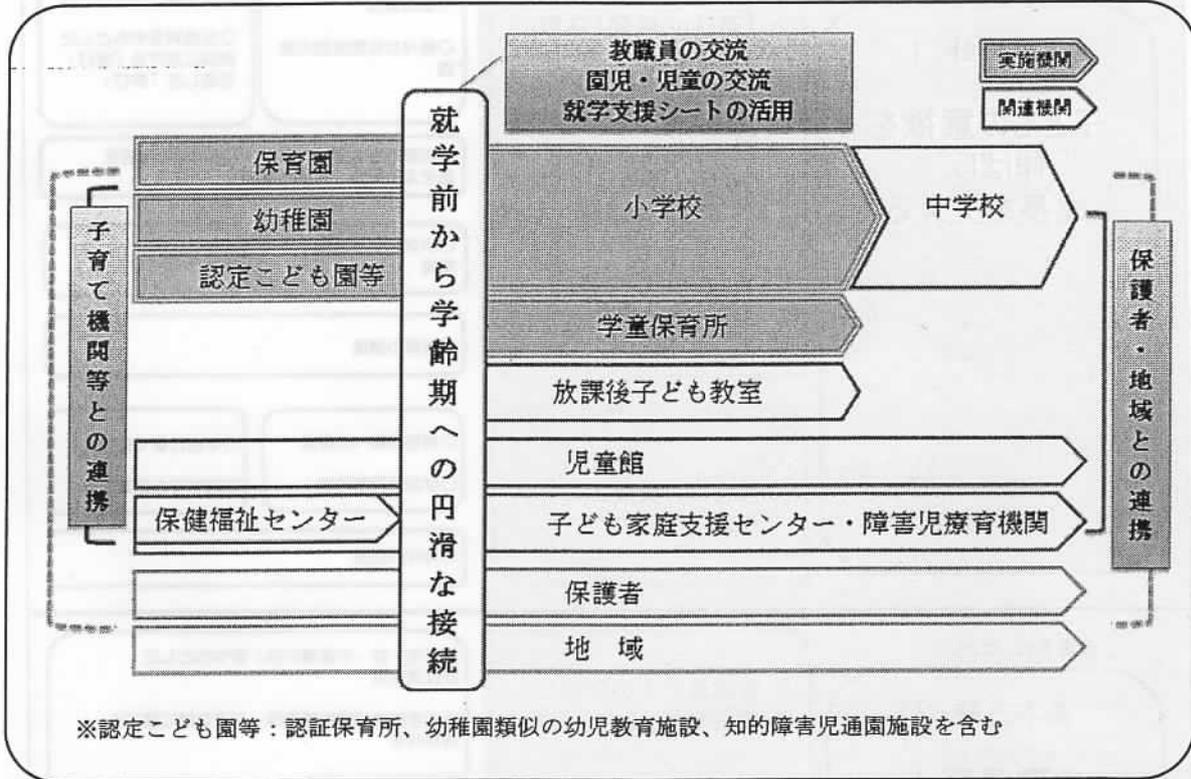
(3) 実施機関における取組の方向性

| 基本方針 | 取組の方向 | 具体的取組例 (保育園・幼稚園等) (小学校) | |
|---|---|---|---|
| <p>「遊び」と「学び」と 子ども同士のつながり</p> <p>基本方針 1</p> <p>子どもの意欲を 伸ばし、 成長を支える</p> | <p>1 「学び」の基礎を育む 「遊び」の時間と体験 活動の充実 (「学びに向かう力」の 育成と伸長)</p> <p>2 基本的生活習慣の 獲得と体力の向上</p> <p>3 移行期の交流と 円滑な接続</p> | <p>○アプローチカリキュ ラムの実施</p> <p>○様々な体験活動の実 践</p> <p>○指導方法や生活状況等の相互理解と接続を 踏まえた保育・教育の実践</p> <p>○小学校生活習慣の 準備</p> <p>○食育の連携</p> <p>○学校行事への参加</p> <p>○学童保育所見学</p> <p>○異年齢交流</p> | <p>○スタートカリキュラ ムの実施</p> <p>○生活科を中心とした 教科における「遊び」 を通じた「学び」</p> <p>○運動遊び</p> <p>○学校行事での交流</p> <p>○高学年の保育体験</p> |
| <p>教職員のつながり</p> <p>基本方針 2</p> <p>教職員同士 がつながり、 相互理解と 指導力の 向上を図る</p> | <p>4 教職員同士の交流と 相互理解</p> <p>5 移行期のつながりを 意識した指導と 多様性の尊重</p> <p>6 保・幼・小連携の深化 (研修・研究)</p> | <p>○「保・幼・小連携の日」を中心とした 教職員交流</p> <p>○入学前の幼児指導要録・保育要録に基づく 情報共有</p> <p>○連携担当者の選任</p> <p>○就学支援シートの活用</p> <p>○事例報告会、講演会の開催</p> <p>○研修会の実施</p> <p>○連絡協議会の開催</p> | |
| <p>保護者や地域との つながり</p> <p>基本方針 3</p> <p>家庭・地域 との連携・ 協働を図る</p> | <p>7 家庭への啓発と連携</p> <p>8 地域との連携・協働</p> | <p>○園保護者会への学校 長の参加</p> <p>○保護者たより等による情報提供</p> <p>○施設の公開・開放</p> <p>○未就園児の保護者 向け子育て相談</p> <p>○地域との合同防災訓練や清掃活動の実施</p> | <p>○入学説明会での スタートカリキュラム の説明</p> <p>○学校運営協議会 との連携</p> <p>○運動会での連携 アトラクション</p> |

※具体的取組例は、事例を列記したものです。地域の実情に合わせた取組を実施します。
本文中では、一例としてコラムで紹介しています。

(4) 保・幼・小連携の推進体制

保・幼・小連携実施機関が関連機関との連携を図りながら、保・幼・小連携の取組を推進していきます。



行政機関（教育委員会・子ども家庭部）

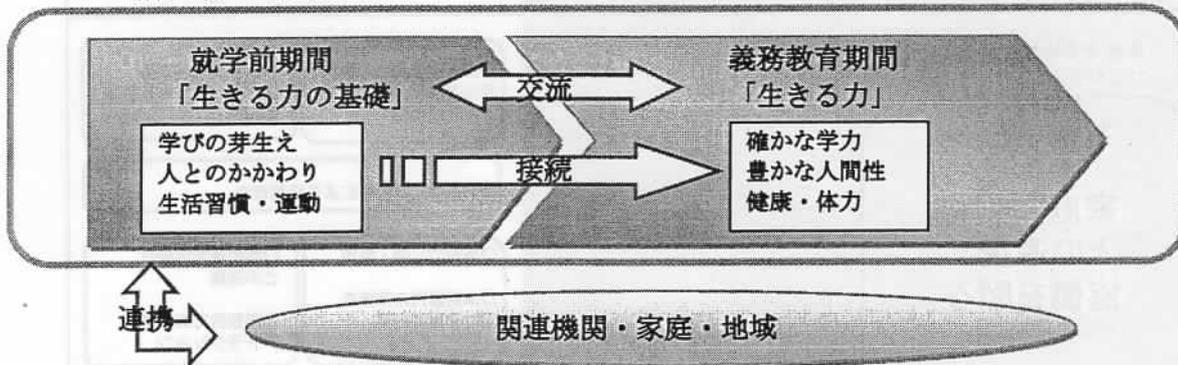


（必要な支援及び研修等の実施）

行政機関の役割

実施機関の取組が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行うとともに、教職員の資質向上や取組の充実にに向けた研修等を実施します。

（保・幼・小連携のイメージ図）



3 取組の基本的な考え方

基本方針1 子どもの意欲を伸ばし、成長を支える

就学前における「生きる力」の基礎を育む遊びを通じた総合的な指導と、学齢期における「生きる力」を育てる教科指導や活動内容を連続したものと捉え、保護者や地域と共に子どもの学びに向かう力や豊かな心を継続的に育み、子どもの心身の健やかな成長と発達及び自立を支えていきます。

(1) 「学び」の基礎を育む「遊び」の時間と体験活動の充実 (「学びに向かう力」の育成と伸長)

「遊び」は、子どもの自発的活動として、様々な体験活動や友達・先生との関わりを通じて多くを学ぶ機会です。それは、思考力・判断力・表現力及び知識や技能の基礎を育み、学習に対する意欲にもつながります。また、コミュニケーション能力や多様性を認める力も育まれます。

保・幼・小連携実施機関の教職員が、接続期カリキュラム・就学前教育カリキュラムなどを意識した保育・教育活動を、連続性・継続性を持ちながら行うことで、円滑な接続を行っていきます。

用語解説

■接続期カリキュラム

アプローチカリキュラムと、スタートカリキュラムを指します。(文部科学省 国立教育政策研究所)

■アプローチカリキュラム

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラムです。(同)

■スタートカリキュラム

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していきます。(同)

■就学前教育カリキュラム

発達や学びの連続性を考慮しながら、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにした保育・教育課程です。(東京都教育委員会)

●就学前教育プログラム

就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所や幼稚園等と小学校との連携の具体的な方策をいいます。(同)

※これらを自治体によってはジョイント期カリキュラムと呼ぶことがあります。各カリキュラムでは、具体的な方策としてプログラムを行います。

接続期カリキュラム イメージ

係・給・小連携プログラム **園児と児童の交流会**

実施日：平成29年2月24・27日（金）・（月） 実施場所：各教室、体育館など

交流の対象：長沼幼稚園・打越保育園5歳児、1年生児

ねらい ○園児：学校の様子を知ることにより、新年度からの小学校生活に期待をもたせるとともに、学校生活にスムーズに适应できるようにする。（アプローチャリキュラム）
○児童：未就学児に学校のことを伝えることにより、次年度には2年生になるという自覚をもたせる。（スタートカリキュラムのまとめ）

事前の取組

○保育所・幼稚園・・・小学校から交流会の招待状が届いたことを伝え、一緒に活動することへの期待感を高める。
○小学生・・・新1年生が入学して自分たちが2年生になることを自覚し、幼児が安心して交流活動を楽しめるように準備する。

活動の展開

| 時刻 | 活動内容 | 指導上の留意点 | 場所 |
|-------|--|---------------------|----------------------|
| 10:40 | ○園児は正門より入り、児童は玄関から各教室まで案内する。 ○園児は、1年生の席に並び、各教室で児童の学校紹介を聞く。 ・はじめの言葉 ・小学校の生活 ・小学校の学習 ・小学校の遊びなど | ・園児は事前に2グループに分けておく。 | 中央玄関 1年1組 1年2組 |
| 10:45 | ○校内見学をする。 ・小グループごとに、児童の案内で、幼児の校内見学をする。 | ・各クラス8つの小グループを作る。 | 1階～4階 |
| 11:00 | ○戻ったグループは、教室で児童の読み聞かせを園児が聞く。 | | 2階 教室 |
| 11:25 | ○体育館で児童が園児に歌や演奏のプレゼントをする。 ・1年生からの歌や演奏 ・おどりの音楽など | | 体育館 |
| 11:50 | ○園児は玄関から正門を通り帰園する。 | ・児童は、互換で園児を見送る。 | 中央玄関 |

係・給・小連携プログラム **スタートがけの学習事例**

教科：生活科 単元名「スタートブック」 活動名「なやまなろう」

実施時期：4月上旬 実施場所：各教室

対象：小学1年生

ねらい ○クラスの友達と仲良くなり、一緒に学校生活を送ろうとする意欲を高める。

活動の展開

| 学習活動 | 指導上の留意点○評価 |
|---|---|
| クラスのみとなやまなろう。 | |
| 1. 学習のめあてを確認する。 | ○学習内容を理解して、見通しをもたせる。 ・具体物を提示して、説明する。 |
| 2. 「よろしくね！カード」を作成する。 ・好きなものと自分の名前をカードに書く。 | ○相手に自分のことを伝えることを意識して、カードに表現させる。 ・「よろしくね！カード」の手本を示す。 ・文字でなく、絵でも認める。 |
| 3. カードを使いながら学習全員とかわる。 ① あいさつ ② 自分の名まえと好きなものを伝える。 ③ 「これからよろしくね。」と言い、握手する。 | ○やる順番をカードで順番に示し、実際にやってみる。 ○1回ごとに、ペアができていくかを確認する。 ◆友達に自分からかわらうとしている。 |
| 4. 学習を振り返る。 ・やってみた感想を発表する。 | |

連携コラム

■「学び」の基礎を育む保育園での「遊び」の時間

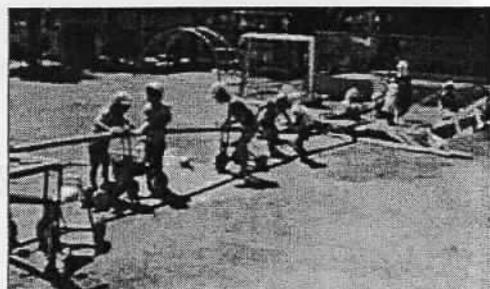
猛暑日が続く夏の日、「水は高いところから低いところへ流れる」ことを子どもたちに実体験の中で学んでもらいたいと、塩ビ製の雨どいを購入しました。

ビニールシートで簡易の池を作り、その近くに雨どいを無造作に置いてみました。初めの子どもたちの反応は、池の中で一人一本ずつ雨どいを手にしてそれを振り回す、池の水をかき回すことなどに終始していました。こんな遊びが繰り返されていくうちに、年長児が何本かの雨どいをつなげることに気づきました。しかし、水を流した際につなぎ目から水が流れ出てしまいます。

子どもたちが集まり、なぜ水が流れ出てしまうのか考え始めました。試行錯誤が繰り返されるうちに、上流のといを下流のといの上に乗せてつなぎ合わせれば連結部分から水が流れ出ない、という大発見をしました。ところが、園庭には極端な高低差がないため、さほど水は勢い良く流れません。その時一人の男の子がさっそうと、自転車置き場から一台のスクーターを持ち出してきました。見守っていると、そのハンドル部分に樋を乗せ、水を流し始めたのです。

勢い良く流れる水を目の当たりにして歓声が上がリ、子どもたちは我先にと自転車置き場に駆け寄りました。あぶれてしまった子は仕方なく三輪車を持ってくることになりました。しかし、そのことが幸いし、スクーターと三輪車を組み合わせると、なだらかな斜面が形成できることを学びました。

子どもは失敗を繰り返しながら様々なことを学んでいきますが、時にはそのことが歯がゆく、大人はついつい先回りし、問題に対する結論や解決策を与えてしまいがちです。子どもが自己肯定感を培う上で、子ども自身が主人公と思えるような環境設定や、自己選択の機会を保育の中で多く取り入れることを大事にしたいと思います。（保育園）



(2) 基本的生活習慣の獲得と体力の向上

基本的生活習慣を身に付けることや体力の向上は、子どもの自立につながります。実施機関はそれぞれ発達段階に応じて、継続的に基本的生活習慣を身に付けることや連続性のある体力の向上について取り組みます。

保・幼・小連携実施機関・関連機関は、就学後に必要となる生活習慣や運動などについての情報交換を行い、保育園・幼稚園等において発達段階に応じた支援を行っていきます。

連携コラム

■収穫祭での食育体験

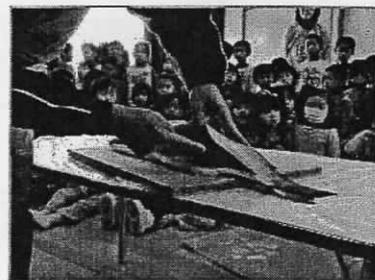
保育園では、毎年11月に収穫祭を行っています。普段あたりまえの様に使っている言葉、「いただきます」の意味を、実体験を通じて子どもたちに理解してもらいたいためです。

近隣の農家にご指導いただき、年長児が中心となってチンゲン菜・大根などの苗植えを夏の終わりに行いました。その野菜を収穫し、年少組が下洗い、年中組がちぎり、そして、年長組が皮をむき、切りました。

これに併せて、大きな鮭を一匹おろす様子を子どもたちに見てもらいました。魚に包丁を入れると、あちこちから「かわいそう」という声があがりましたが、それでも興味津々で見入っていました。「人は生きるために、たくさんの命をいただいているんだよ。だから、いただきますって言うんだね」と伝えました。

ポカポカ陽気の園庭で、でき上がった味噌けんちん汁、鮭の塩焼き、そして自分達でにぎったおにぎりを口いっぱいにはおぼる子どもたち。争うような「おかわり」のリクエストを受け、瞬く間に鍋は底をつきました。

(保育園)



連携コラム

■保・幼・小連携アトラクション「ぼくらの八王子」

小学校運動会で、保育園児、幼稚園児、小学生、保護者、地域住民と一緒に『ぼくらの八王子』※を踊ります。連携する2園1校では、運動会に向けて事前に踊りの練習をしています。

初夏の暑さの中ですが、子どもたちや大人と一緒に汗を流し、子どもの体力向上、大人の健康保持増進、そして地域の交流の一つの取組になっています。平成28年度は、八王子応援キャラクター『ゲンキダーJ』も駆けつけてくれて、大いに盛り上がりました。(小学校)



※八王子応援ソング。作者は八王子市ゆかりのファンキー・モンキー・ベイビーズ(作詞)、たにぞう(作曲)

(3) 移行期の交流と円滑な接続 上岡の代村小の経験が保育者への本音 (S)

就学を控えた園児が小学校を身近に感じることが、安心して入学を迎えられることにつながるるとともに、小学生に対する憧憬心を育みます。また、小学生と園児との交流活動を行うことは、小学生にとっても思いやりや責任感、自己有用感の高まりにつながることから、移行期を中心に園児と小学生の互恵性のある交流の機会を持ち、子どもたちの円滑な接続を図っていきます。

移行期においては、放課後の過ごし方にも配慮が必要です。保・幼・小連携実施機関・関連機関が共に連携を取りながら、子どもの安心・安全な放課後の居場所作りを行っています。

就学支援シートは、配慮を必要とする児童の把握と園での状況を伝達するツールであり、子どもの特性に対する保護者の受容の助けともなります。一人ひとりの子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、シートを活用して、入学後に必要な支援や配慮について園や学校と保護者が一緒に考え、子どもの成長と発達及び自立を支えています。

連携コラム

■互恵性のある異年齢交流

現在は少子化の進行により、兄弟姉妹の数も少なくなっています。以前であれば、年の離れた兄弟姉妹の世話などがごく自然な形で行われ、幼子のかわいらしさ、また、世話が大変なことを実感したと思います。

当園には、近隣の小学校6年生が授業の一環として、毎年、保育を体験するため訪れます。最初は年の離れた子どもたちにどう接して良いのか不安気な小学生たちでしたが、興味をもった園児が近寄ると、自然と手を差し伸べ、ぎこちない仕草で抱っこをし始めます。

互いに緊張がほぐれると、絵本を持って小学生の膝にちょこんと座る子がいたり、自分も同じことをして欲しいと奪い合うように何人もが膝に腰掛けるなど、遠慮のない園児たちの行動に少々戸惑っていましたが、受け身に徹していた園児との関わりが、気持ちに余裕がうまれると小学生たちから言葉をかけ、身近にあったおもちゃを使って遊びに誘うなど、関係が深まりました。

限られた時間での交流ですが、小学生たちからすれば小さな子どもたちから慕われたこと、自分が誘った遊びを受け入れてくれたことなど、嬉しい気持ちでいっぱいの様子でした。また、園児たちは、お兄さん・お姉さんの存在に、憧れの気持ちを抱いたことでしょう。

(保育園)



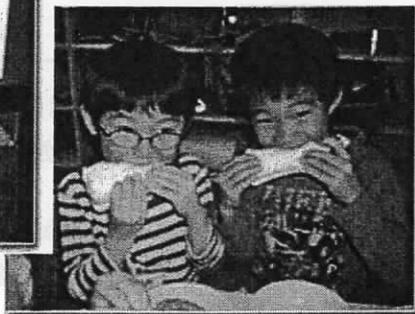
連携コラム

■ 移行期をつなぐ学童保育所

学童保育所は、保育園を卒園した子どもたちが初めて「自分で通う場所」。小学校が始まれば二重生活になる子どもたちが、しばらくの間、幼児と児童のどちらでもいられる柔らかい場所として、ゆるめのプログラムで指導員がゆっくり子どもたちと過ごし、そして保護者とお話します。

だから、新入生には「ぜひ入学式の前に通い始めてください」とお知らせしています。

そして、子どもたちと同様に多くの不安を持つ小学生の保護者と毎日接する学童保育所の指導員は、保育園のことも学校のこともわかっていることが大事。日ごろから情報共有を心がけて、子どもたちのキラリ！を、みんなで大切にしていきたいと思っています。（学童保育所）



学童保育とは…

学童保育所は安心できる放課後の居場所

学童保育所は、放課後帰宅しても保護者が家庭にいない等の小学生に対して保育を行う施設です。健全な育成を目的とし、異なった年齢集団の中で、遊びを中心に社会性や基本的な生活習慣を身につける手助けを行っています。

八王子市では全小学校区に学童保育所があります。平成28年度現在、主な利用層である3年生以下の児童の約39%が在籍し、共働き家庭の増加とともに年々需要が高まっています。

小学校入学前の春休み、子どもたちは学校より先に始まる学童保育所へ入り、大きく環境が変わります。学童保育所では、新入生が安心して過ごせるよう、子どもたち一人ひとりの様子を注意深く見守ります。

学童保育は、児童福祉法で「放課後児童健全育成事業」と位置付けられ、厚生労働省から運営指針・実施要綱が示されています。運営指針では、地域・学校・保育所・幼稚園等との連携が求められています。

八王子市では、学童保育所の子どもたちが放課後子ども教室（放課後子ども総合プラン）に参加することで様々な体験活動ができるよう、放課後子ども教室との一体型を推進しており、放課後子ども教室の推進委員会に積極的に参加するなど、日頃から信頼関係を築き連携に努めています。

基本方針2 教職員同士がつながり、相互理解と指導力の向上を図る

保・幼・小連携実施機関の教職員が相互の指導方法などを理解することで、子ども観の共有や指導スキルの向上を図ります。

(4) 教職員同士の交流と相互理解

保・幼・小連携実施機関の教職員が共通の目標をもって子どもを育てることで、保育と教育の共通点、相違点の理解を進めます。また、相互理解を図ることは、子ども観の共有や個々の指導力の向上につながります。保育士と教員の相互理解は、発達段階に応じた支援・指導の理解であり、保護者との信頼構築のためにも必要なことです。

保・幼・小子育て連絡協議会では、市域を分けたブロック会議で、地域の保・幼・小連携実施機関・関連機関が意見交換・情報交換を行い、地域の課題を共有するとともに、顔の見える関係作りを行うことにより、円滑な関係づくりを行っていきます。

連携コラム

■「保・幼・小連携の日」における教職員同士の意見交換

保・幼・小連携の日を通じた、小学校の授業参観、教職員の意見交換は、大変有意義なものとなりました。

小学校1年生の授業を参観した際は、学習に入る前の導入に始まり、児童たちが集中力を欠かないように一コマの授業の中いくつか学習方法を用意するなど、工夫をされている点が大変参考になりました。

意見交換では、幼児期はいわゆる早期教育よりも遊びを中心とした学びの中で、友達との関わり方や小学校以降の学習の基礎となるように様々な実体験を積み重ねることが大切であること。また、入学前に文字が書けることや計算ができるようになることよりも、身支度が自分でできることなどが小学校生活を送る上で重要になることなど、共通の認識を持つことができました。

保育所における教育の視点は、小学校の教科学習の前倒しのようなものではなく、遊びの中で子どもが十分に体を動かし、様々な実体験を積み重ねることが中心となります。また、好奇心旺盛なこの時期に、身近な自然事象に関わり身体感覚を十分に働かせながら、思考力、認識力、創造力の基礎を培うことが、その後の学校教育における学習の源となることを再確認しました。(保育園)



(5) 移行期のつながりを意識した指導と多様性の尊重

保・幼・小連携実施機関の教職員は、幼児期に培われる資質・能力を理解するとともに、安心して小学校生活がスタートできるよう、保育園・幼稚園からの指導要録等の情報について、適切に活用していきます。

また、就学支援シートの活用や合理的配慮の視点を取り入れ、個々の特性や移行期の不安に配慮した支援・指導をすることで、小一プロブレム等への課題にも対応していきます。

就学支援シートは、送り手である保育園・幼稚園などと、受け手である小学校・学童保育所が保護者の理解のもとに十分な連携を行うことで最も効果が上がるため、適切に連携を行っていきます。

また、その後の中学校との接続には、学校生活支援シート・個別の教育支援計画を活用して連携を図っていきます。

連携コラム

■就学支援シートは情報のバトン

年長組に進級して、発達が気になる子をもつ保護者の心境は、とても複雑です。

医師から自閉的な傾向があると診断されていた、保育園に通うAさんのお母さんは、「小学校に入学してから、うまくお友達とやっつけていけるのかしら」と、就学に対する悩みを打ち明けてくれました。

日常的にAさんの様子はお母さんに伝えてきましたが、あらためて個人面談をする機会を設け、保育園での様子を伝えるとともに、その内容を就学する学校に伝えてみてはと、就学支援シートの活用を勧めました。

最初は、子どもの情報を学校に伝えることによって通常学級に行けなくなってしまうのではないかと心配されていました。「子どもが学校で困ったことがあったら、先生って手をあげてそのことを伝えようとするんですね。それと同様に、就学支援シートは子どもの就学について伝えたいことがありますという、意思表示のための仕組みなのです」と話しました。お母さんはこのことを理解し、就学支援シートを作成することになりました。

これまでAさんの様子を口頭で伝えあったことを文書化することにより、お母さんが思い悩んでいる点や保育園での援助方法など、互いに理解を深めることができ、その後のコミュニケーションがさらに円滑に図れるようになりました。

Aさんが就学して2回目の桜の季節。富士森公園を散歩していると、偶然、Aさん親子に出会いました。お母さんから「保育園ではお世話になりました。Aは好きなお友達もできて、楽しく学校に通っています。」と、近況を伺い、安どの気持ちで心も満開になりました。

(保育園)

The image shows a sample of a 'School Support Sheet' (就学支援シート) form, divided into four columns. The first column contains introductory text and a table for child information. The second column is for 'Child's Characteristics' (子どもの特性). The third column is for 'Support Measures' (支援の要否). The fourth column is for 'Notes' (備考).

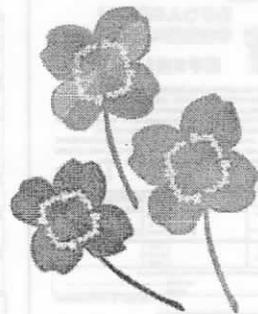
■緩やかで継続的な移行の支援

年長の年を迎えると、保護者は、これまでとは違う1年であるという不安や焦りを感じるようです。「就学に向けて、できることが増えるよう、わが子には厳しく対応してほしい」という要望が多くなります。例えば、朝の会で座っていられず立ち歩くことのあるB君の場合、席を立ったら「座りなさい」と叱り座らせてほしい、立たせないようにしてほしい、という要望です。

立とうとしたら叱り、体に触れて立たないように押さえていたら、もしかしたらB君は座れるようになるかもしれませんが、それは「叱られるから」座っているだけのこと。B君が席を立つのはなぜなのか、B君のその時々のお気持ちに目を向け、B君自身が「座ろう」と思って座れるようになるための関わりこそが必要な支援であると考えます。子ども自身の理解と意欲が伴ってこそ、習得できたと言えるのだと思います。「理解が伴ってなくてもいいから、座れるようになってほしい」という保護者の切なる気持ちも理解できます。ただ、私たちができることは、B君の好きな物や興味あることを取り入れながら、B君が着席し参加したくなるような魅力的な朝の会を展開することであると考え、日々工夫を重ねています。

就学先の先生から、「気持ち安定しており、人との関わりのベースができている子が多い」と嬉しいお言葉を頂いたことがあります。幼児期には、大人と子どもとの相互作用により育まれる基本的信頼感を基本としながら、自信や自己肯定感を高め、意欲や表現力を伸ばしていくことが大切です。そのようにして養われた力は、就学後の生活や学習に適応していける土台となっていると考えています。とはいえ、子どもの気持ちを尊重する関わりに対し、保護者から「学校と園のギャップが大きすぎて子どもが戸惑う。段階的な移行を望む」というご意見も多くあります。幼児期と学齢期に必要なことや役割は異なっても、緩やかで継続的な移行ができると、子どもも保護者も不安や戸惑いが軽減されることと思います。「学校が考える、幼児期に必要なことは何か」と意見交換する機会を設けるなど、市内関係機関が連携して、よりスムーズな移行が実現していくとよいと感じています。

(子育て支援施設)



(6) 保・幼・小連携の深化（研修・研究）

地域の実情に応じて、保育と教育の総合的な視点から接続期カリキュラム（5～6 ページ参照）や先駆的な取組などの調査研究を行い、心身の成長と発達の連続性を活かした接続をめざします。

また、保・幼・小子育て連絡協議会において、円滑で継続性・連続性のある保育・教育の推進について協議・意見交換を行っていきます。

連携コラム

■保・幼・小連携の試みから見守る未来

保・幼・小連携は、単に小学校への接続がスムーズになるようにという発想だけではありません。また、幼児と児童とが同じ場で同じ体験をするといった行事を考える事だけでもありません。

幼児期の教育も小学校での教育も、どれだけの知識や技能を身に付けるかといった教育の視点から、主体性・自尊感情・コミュニケーション能力・自己統制力・社会性、それらをどう身に付けるのかということへ視点が変わってきました。実は、この変化の流れが保・幼・小連携の中で生まれてきました。

今求められるものは、幼児期に体育教育や、音楽を中心にした情操教育を行った結果「ここまで出来ます」ということを歌い上げる教育ではないと考えています。また、教室の中で整然と椅子に座り、先生の話聞き、板書したことをノートに写し、宿題を必ず提出する。それだけを大事にした教育が求められているのでもありません。

10年、20年後の社会を考えた時、どんな種類の仕事が人に求められ、どれだけの仕事が機械やITに代わっていくのか。そんな未来を生き抜く子どもたちに私たちは何を伝え、何を大事にその成長を見守るのか。

子どもの教育に関わる人すべてが、知恵を絞らなくてはならない。そうした時代が来たのではないのでしょうか。

（幼稚園）



基本方針3 家庭・地域との連携・協働を図る

保護者に対しては、接続期における支援・指導の工夫や子どもの発達の見通し、保・幼・小連携の取組の理解を図ることで、家庭との連携を深めます。

また、地域コミュニティや高齢者等多世代からの協力を得て、子どもたちの地域への愛着を深めていきます。

(7) 家庭への啓発と連携

保育園・幼稚園・学校等で実施する保護者向けの説明会やリーフレットにおいて、接続期におけるかかわり方や子どもの発達、保・幼・小連携の取組などの啓発・周知を行います。

子どもの成長や発達に関する情報を適切に家庭に知らせていくことにより、家庭と共に子どもたちを育てていきます。

※右の画像は、保護者向けおたよりのイメージです。

長沼だより

八王子市立長沼小学校
～ 地域連携学校 ～
平成20年2月28日 第12号

本校ホームページにもカラー版が公開されております。 (「八王子市立長沼小学校」で検索)

校長 石倉 直樹

【 年度末を迎えるにあたって 】

校庭の雪が吹き、時刻表の調子が狂い、雪の恐れを感じる頃となりました。行く1月、逃げないうち、来る3月と書かれるように、あと1日目(5年生は17日)で、卒業生は3学期の終了式・卒業式を迎えます。この卒業生の卒業の姿は、卒業生・生活部の両端で1年間の志とをしっかりと持ち、夢と希望をもって進級・進学を志す姿とを思い描いています。節目の時は、同時に、卒業生にもこの一年間を振り返り、次の目標をもたせようという思いがあります。

また、雪ではございますが、保護者・地域の皆様には、この一年間本校の教育活動にご支援・ご協力いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

【 保・幼・小連携の取組 】

本校では、昨年頃から保・幼・小連携モデル校として、近隣保育園・幼稚園と、児童と親との交流や教職員間の交流など、計画的に連携を進めてまいりました。先週の金曜日と今週月曜日には、近隣保育園と長沼幼稚園と本校の1年生が以下のような内容で交流会を行いました。ご報告します。

【 おおむね 】

園児(5歳児)：学校の様子を知ることにより、来年度から小学校生活に慣れをもたせるとともに、学校生活にスムーズに适应できるようにする。(「アプローザカリキュラム」)

児童(1年生)：新1年生が入学して自分たちが2年生になることを喜ばせ、生徒が安心して交流活動を楽しめるように準備していただくことできる。(「スタートカリキュラム」のよみか)

【 交流の内容 】

- 1年生が園児に、各教室で学校紹介をする。(小学校の生活・学習・遊びなど)
- 1年生が園児に、外グループで校内見学のミニレポートをする。(図書室、保健室、給食室など)
- 保育園で園児に歌のプレゼントをする。 など

【 目的 】 1年生はしつかり学校を紹介し、やさしく園児に話しながら校内見学をコーディネートしました。1年生からは、自分たちをもうすぐ先輩の2年生という態度の崩れが伝わってきました。園児たちからは、初めての小学校の見学で緊張しながらも、楽しそうにしている気持ちが伝わってきました。実質した2時間となりました。

小1アプローザという教育実践に対して、保育園・幼稚園では、5歳児の最後の時間を減らしたり、雑音を見て時間を意識して行動させたりするなど、小学校へのアプローザカリキュラムを実施しています。(詳細はよみかにあります) 小学校では入学前、学習員の準備・片付けの練習をしたり、トイレの使い方の練習をしたりするなど、少しずつ小学校に慣れるようなスタートカリキュラムを実施しています。今後の交流は、園児にとってはスムーズな接続のためのアプローザカリキュラムであり、1年生にとってはスタートカリキュラムのよみかのための学習となったと考えます。園児と1年生にとって、互いに教育活動のあり、互恵性のある交流会でした。





(8) 地域との連携・協働

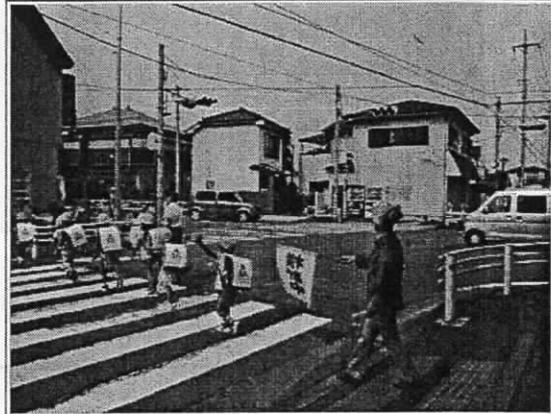
学校や保育園・幼稚園が地域の核となり、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めていきます。

地域に開かれた施設運営を行うことで、地域との信頼関係を深め、地域との協働を進めていきます。

連携コラム

■感謝を伝えるふれあい給食

小学校の給食を地域の方々が子どもたちと一緒に食べるふれあい給食を実施しています。学校安全ボランティアや地域の学校支援者を招待して、子どもたちは日頃の感謝の気持ちを伝えます。(小学校)



連携コラム

■地域清掃活動でのさわやかな交流

青少年対策地区委員会活動の一環として、地域清掃活動に保育園児とともに参加しました。集合場所には見知らぬ小中学校のお兄さん・お姉さん、そして、地域の皆さんが大勢集まっており、その光景に子どもたちは少々戸惑っている様子でした。近くにいた中学生のお姉さんが子どもたちの様子を見て「ワーかわいい!」「お名前はなんて言うの」と笑顔で話しかけてくれました。そんな会話の中から、子どもたちの気持ちも自然と和らいでいきました。

清掃活動は、駅から中学校までの通学路をごみを拾いながら歩きます。すっかり仲の良くなった中学生のお姉さんが子どもたちと手をつなぎ、道案内や拾ったごみの分別方法などを教えてくれました。また、地域の皆さんからは「ごみ拾いのお手伝いをしてくれて、助かるよ」と声をかけてもらい、子どもたちは弾む気持ちでごみ拾いを続けました。

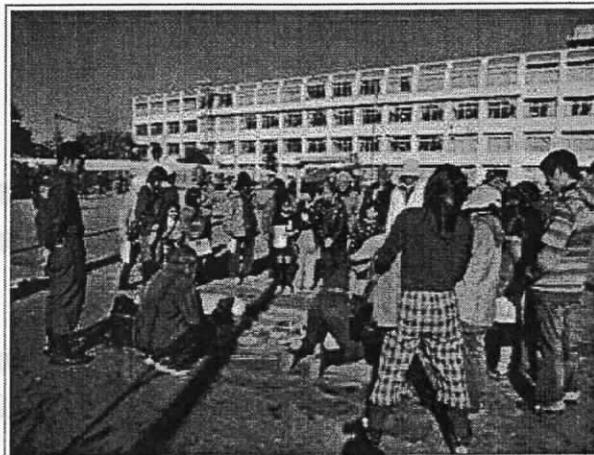
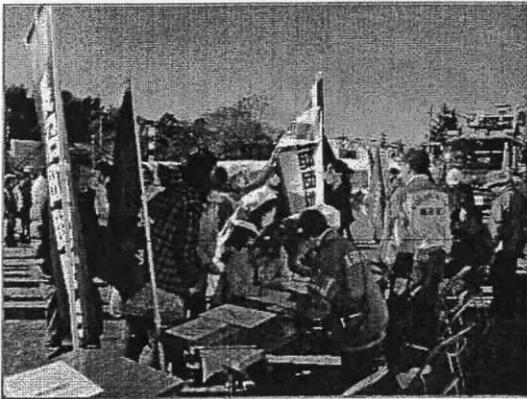
終点となる中学校に到着し、拾ったごみを担当の方に渡すと「頑張ったね、ありがとう」の言葉と参加賞のお茶をいただき、子どもたちは大喜び。額の汗を拭いながら、いただいたお茶で喉を潤し、達成感や満足感をかみしめつつ保育園までの帰り道を歩きました。

(保育園)

連携コラム

■小学校区地域避難訓練・防災訓練での連携

小学校校庭にて、町会・自治会・小学校が連携して、小学校区地域避難訓練・防災訓練を実施しています。保育園・幼稚園児も保護者とともに参加して、小学生・中学生・地域住民・消防署・市防災課の大人と関わり、様々な防災訓練を体験しています。(小学校)



4 八王子市の保・幼・小連携の推進について

保・幼・小連携は、第3次八王子市子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」と、「ビジョン はちおうじの教育（第2次八王子市教育振興基本計画）」に施策として位置付けられ、子ども家庭部と教育委員会の学校教育部が連携して取り組んでいます。

保・幼・小連携の推進のための施策

①就学支援シートの活用

小学校に入学する子どもたちが、安心して学校生活を迎えられるよう、配慮や支援の必要な子どもの情報を伝える「就学支援シート」を活用しています。

シートを通じて、家庭での工夫や園で取り組んできた援助内容を小学校へ伝えることにより、子どもへの必要な支援を継続します。

②「保・幼・小連携の日」の実施

「子どもたちの生活・学習の実態について相互理解を深めること」をねらいとして、小学校区ごとに「保・幼・小連携の日」を定め、保・幼・小連携実施機関の教職員同士が交流し、連携を推進しています。

③地域別ブロック会議の実施

地域別にブロック会議を定期開催し、地域の保・幼・小連携実施機関・関連機関の教職員が意見交換や取組事例などの情報交換を行い、地域の課題を共有しながら、円滑な連携を推進しています。



④保・幼・小子育て連携協議会の開催

実務者会議として、保・幼・小子育て連絡協議会を設置し、実施機関及び関連機関※が相互に連携し、情報交換や調査・研究を行い、保・幼・小連携の取組を深化していきます。

※保・幼・小連携実施機関＝保育園、幼稚園、認定こども園等、小学校、学童保育所

保・幼・小連携関連機関＝保健福祉センター、児童館、子ども家庭支援センター、
放課後子ども教室、障害児療育機関等の子育て支援施設

八王子市の保・幼・小連携についてのホームページはこちら

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/016/002/0006/p001135.html>

参考資料 1. 保・幼・小連携のこれまでの本市の取組

| 年度 | 項目 | 内容 |
|--------|--------------------------------------|--|
| 平成12年度 | 保・幼・小子育て連絡協議会設置 | 保育園・幼稚園・小学校・学童保育所・児童館・子ども家庭支援センターが相互連携を図ることを目的に設置 (情報交換、交流、研修会・講演会の実施) |
| 平成16年度 | ブロック会議の実施 | 市内5ブロックにて、地域の関係機関による意見交換や情報交換等を定期的の実施 |
| 平成19年度 | 就学支援シートの導入 | 支援や配慮を必要とする子どもの情報を小学校へ適切に引き継ぎ、個別支援の充実を図ることを目的に実施 (利用率:平成20年度 3.2%⇒平成28年度 9.1%) |
| 平成26年度 | 「保・幼・小連携の日」 試行実施 (平成28年度 本格実施) | 全ての子どもに対して小学校への円滑な接続を図り、連携を推進することを目的に「連携の日」を設定 (平成26年度 6小学校区、平成27年度 16小学校区 平成28年度 50小学校区、平成29年度 全小学校区) |
| 平成27年度 | 八王子市子ども育成計画・ 八王子市教育振興基本計画に位置付け | 両計画の施策に「保・幼・小連携の推進」を明記 |
| 平成28年度 | 基本方針の策定及び 教育課程への位置付け | 基本方針の策定 保・幼との連携について小学校教育課程に位置付け |

参考資料 2. 根拠法令等

| 指針等 | 内容 |
|--------------------------------------|---|
| 保育所保育指針 | 保育の実施にあたって、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意した保育を行うことや保育の計画作成の留意事項に小学校との連携を図ることを明記 |
| 幼稚園教育要領 | 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、幼児教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、指導計画作成の留意事項に幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため連携を図ることを明記 |
| 小学校学習指導要領 | 小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図ることを明記 |
| 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 | 市町村において、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進の方策を定めることを記載 |
| 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 | 小学校における教育との円滑な接続に資するよう、関係機関との密接な連携に努めることを規定 |
| 八王子市「保・幼・小連携の日」実施要綱 | 各小学校区を単位として、「保・幼・小連携の日」を定め、教職員及び園児と児童の交流を推進 |

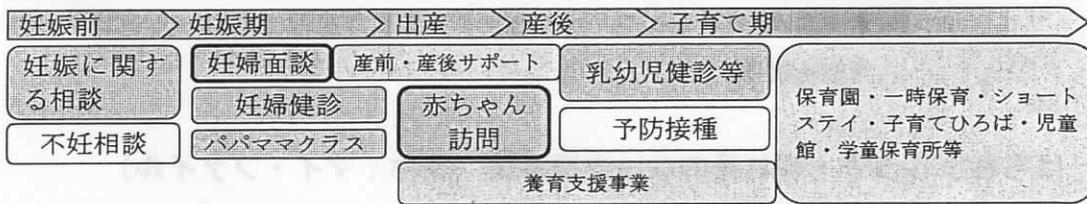
平成 29 年 3 月 23 日
 社会福祉審議会
 児童福祉専門分科会
 医療保険部大横保健福祉センター

八王子版ネウボラの現状と今後の充実について

1 八王子版ネウボラとは？



【妊娠期からの子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の実施】



2 妊娠期支援事業実績

【妊娠届出数と妊婦面談数】

| | 28年度 (平成 28 年 4 月～12 月) | | | | 27年度 (参考) | |
|-------|-------------------------|------------------|----------------|---------------|-----------|--------------|
| | 妊娠届受理数 | 面談数 | 要支援数 | 職員管理 (再掲) | 妊娠届受理数 | 面談数 |
| 大横圏域 | 913 | 524 | 106 | 34 | 1,268 | 9 |
| 東浅川圏域 | 885 | 554 | 94 | 56 | 1,164 | 58 |
| 南大沢圏域 | 1008 | 720 | 82 | 40 | 1,373 | 428 |
| 合計 | 2,806 | 1,798 (64.1%) | 282 (15.7%) | 130 (7.2%) | 3,805 | 495 (13%) |

【育児パッケージ (はち★ベビギフト)】



はち★ベビギフト

もくいく

多摩産材の“木”のおもちゃではじめる木育

国産ガーゼのswaddler ～おくるみブランケット～

～“いのち”の大切さを伝えたい～

家族と赤ちゃんに読んでほしい絵本



3 今後の充実について

1) 妊婦面談と赤ちゃん訪問の嘱託職員一元化（各館4名配置）

これまで妊婦面談担当2名と赤ちゃん訪問担当2名の職員が、それぞれ別の業務担当として連携を図ってきたが、平成29年4月からは4名体制で妊婦面談から赤ちゃん訪問までの一連の業務を実施することで、より切れ目のない支援の充実を図る。

2) 八王子版ネウボラ コールセンター開設

設置目的：多岐にわたる子育て相談をワンストップで受け止め、内容に応じて適切な部署に丁寧につなぐことで切れ目のないネウボラの相談体制の充実を図る。

開設時期：平成29年10月

設置場所：大横保健福祉センター

受付時間：通年（第1日曜日及び年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

- 内 容：
- ・専任嘱託員を配置し、電話、メールでの相談を受ける。
 - ・保健福祉センター、子ども家庭支援センター、本庁舎へは市民からの電話が転送できるように電話設備工事を行う。
 - ・ホームページへのバーナー掲示やメルマガ配信にてコールセンターの周知を図る。

3) はちおうじっ子・切れ目のない支援事業（通称；マイ・ファイル）

【マイ・ファイルとは？】

- ・乳幼児期から就学、進学、就労などの節目でも切れ目のない支援が受けられるよう保護者または子ども本人が自身の成長・発達の記録をファイリングする。
- ・保護者または子ども本人からの求めに応じて本人の情報を提供できるように「サポートファイル」として各所管が記録を保管、管理する。

【乳幼児期の取り組み】

- ・母子健康手帳を補完する手帳として保育園や幼稚園、子育て広場などの関係所管の支援記録も記入ができるものを赤ちゃん訪問の際に配布する。（検討中）

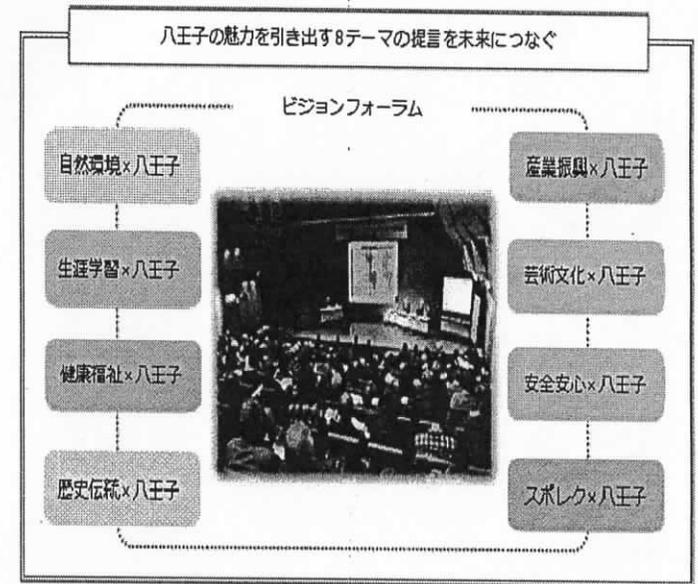
【ビジョンフォーラムの概要】

市制 100 周年記念事業の基幹事業としてビジョンフォーラムを開催。

8つのテーマで実施するシンポジウムは、これまでの 100 年の成果を「まなび(振り返り)」、次の 100 年の発展に向けたビジョンを「むすび(共有)」、次世代に八王子の夢と希望を「つなぐ(継承)」をコンセプトに総合的な提言として 100 年後の未来につないでいく。

○各フォーラムに入れる共通要素

1. 次世代を担う子どもの意見を取り入れる
(事前に子どもたちが、各テーマについて学び、その未来像を話し合い、意見としてまとめる)
2. 持続可能なまちづくりや、魅力づくりに向けた提言を行う
(各フォーラムにおいて、子どもたちの意見を聞き入れた上で、パネラーが討論を行い、提言をまとめる)



○ビジョンフォーラム スケジュール

| タイトル(仮称) | テーマ | 実施日 | 時間 | 会場 | 所管課 |
|----------------|--------|----------------------|-------------|------------|--------------|
| 市民フォーラム・未来を語る | キックオフ | 平成 29 年 2 月 5 日(日) | 14:00~16:30 | クリエイトホール | 広聴課 |
| 健康福祉フォーラム | 健康福祉 | 平成 29 年 7 月 2 日(日) | 14:00~16:00 | 学園都市センター | 健康政策課 |
| スポーツ推進フォーラム | スポレク | 平成 29 年 8 月 19 日(土) | 13:30~15:30 | いちょうホール(大) | スポーツ振興課 |
| 生涯学習フォーラム | 生涯学習 | 平成 29 年 8 月 20 日(日) | 13:00~16:00 | 学園都市センター | 学園都市文化課 |
| みどりのまちづくりフォーラム | 自然環境 | 平成 29 年 9 月 17 日(日) | 14:00~15:30 | 富士森体育館 | 都市緑化フェア推進室 |
| 生活文化創造都市フォーラム | 産業振興 | 平成 29 年 10 月 5 日(木) | 15:00~18:00 | いちょうホール(小) | 産業政策課 |
| 文化芸術振興フォーラム | 芸術文化 | 平成 29 年 10 月 15 日(日) | 18:00~20:00 | いちょうホール(小) | 学園都市文化課 |
| 安全安心フォーラム | 安全安心 | 平成 29 年 11 月 12 日(日) | 13:30~15:30 | いちょうホール(大) | 防犯課・防災課 |
| 歴史伝統フォーラム | 歴史伝統 | 平成 29 年 11 月 25 日(土) | 14:00~17:00 | クリエイトホール | 学習支援課・市史編さん室 |
| 子どもミライフォーラム | エンディング | 平成 30 年 2 月 4 日(日) | 13:00~16:00 | いちょうホール(大) | 子どものしあわせ課 |

平成28年度 児童福祉施設等の指導検査について

平成28年度は、平成27年4月に施行された子ども子育て支援法に基づく指導検査を新たに開始した。原則として、特定教育保育施設、特定地域型保育事業及び病児・病後児保育室については2年に1回、認可外保育施設及び母子生活支援施設については毎年度検査を実施している。

指導検査の結果は八王子市のホームページにて公開し、各施設等の改善状況が確認できる。

平成28年度で勧告・公表等に至る案件はなし。

| 施設種類 | 28.4.1現在 | 29.3.31現在 | |
|-------------|----------|-----------------|-------|
| | 28総施設数 | 28検査実施数 (予定) | 28実施率 |
| 特定教育保育施設 | 106 | 53 | 50% |
| 保育所 | 99 | 50 | 51% |
| 民間保育所 | 83 | 42 | 51% |
| 公立保育所 | 16 | 8 | 50% |
| 幼稚園型認定こども園 | 3 | 1 | 33% |
| 地方裁量型認定こども園 | 1 | 0 | 0% |
| 幼稚園 | 3 | 2 | 67% |
| 特定地域型保育事業 | 23 | 12 | 52% |
| 家庭的保育事業 | 18 | 8 | 44% |
| 小規模保育事業 | 3 | 2 | 67% |
| 事業所内保育事業 | 2 | 2 | 100% |
| 認可外保育施設 | 33 | 35 | 106% |
| ベビーホテル | 8 | 8 | 100% |
| 事業所内保育施設 | 8 | 9 | 113% |
| 院内保育施設 | 12 | 12 | 100% |
| 居宅訪問型保育事業 | 0 | 0 | 0% |
| その他 | 5 | 6 | 120% |
| 病児・病後児保育 | 3 | 1 | 33% |
| 母子生活支援施設 | 1 | 1 | 100% |
| 計 | 172 | 102 | |

※実施率については、28年度中に対象施設が増えた場合は100%を超える場合がある。

子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書の概要(案)

調査報告に至るまでの背景

国: 社会保障審議会児童部会 (H28.3)
「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する
専門委員会報告(提言)」

改正児童福祉法成立 (H28.5)
改正法第1条第2条にて子どもの権利を保障するための規定を新たに明記するとともに、虐待への対応等を強化

市: 検討会の設置(H28.5~H29.3 計6回)
(設置の趣旨)
本市における子ども家庭福祉の現状を踏まえ、今後のあり方について検討

改正児童福祉法の概要

- 児童福祉法の理念の明確化等⇒児童の適切な養育、成長・発達や自立の権利の保障 家庭養育の理念の明確化 国や地方公共団体の責任 等
- 児童虐待の発生予防⇒市町村による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施等(子育て世代包括支援センターの設置)
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応⇒市町村による支援・対応を行うための拠点整備、児童相談所の機能強化 等
- 被虐待児童への自立支援⇒親子関係再構築支援における連携強化、児童相談所による里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親の法定化と支援強化 等
- その他 ⇒特別区の児童相談所設置規定、法施行後5年を目途として、政府は中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずる(検討事項)

本市の子ども家庭福祉の現状



- 家庭養育への支援・児童虐待発生予防
 - ・八王子版ネウボラ ・子育て広場の運営 等
- 児童虐待発生時の対応
 - ・子ども家庭支援センター運営(八王子市子ども家庭支援ネットワークでの連携等)
- 社会的養護の現状
 - ・H27年度: 一時保護122名(うち54名が施設等への措置)
 - ・H28年5月現在: 社会的養護の環境の児童233名(うち 養育家庭委託率15.2%)
- 地域福祉の現状
 - ・民生・児童委員(H28年12月現在、民生・児童委員452名、うち主任児童委員43名)
 - ・ファミリーサポートセンター事業 子育て応援団Beeネット

本市の子ども家庭福祉あり方

○本市の子ども家庭福祉のあり方:『全ての子どもの健やかな成長と発達及び自立を保障』

- ・妊娠期から子育て期、社会的養護及び自立に至るまでの切れ目のない支援
- ・支援の過程の中で多様な地域資源と連携しながら、地域と一体となって子育てを支えていく「社会的包摂」により展開

⇒子どもの最善の利益を考慮した施策展開

(実現に向けた考え方)

○市の子どもの家庭支援の体制強化

- ・市と都の役割の明確化 ・ネウボラの推進(家庭養育への支援の充実)
- ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援センターの体制整備
- ・里親啓発の推進及び里親の地域との関わりの促進
- ・社会的養護の環境にある子どもたちへの支援
- ・施設退所後の相談支援の充実及び困難を抱えた若者へ向けた支援の推進

○児童相談所の機能と一体となった切れ目のない子ども家庭福祉の推進

- ・児童相談所権限による迅速的確な対応及び妊娠期から自立に至るまでの切れ目のない支援
- ・子どもの特性や事情に合わせた一時保護所運営 ・里親の開拓及び里親関係者への支援
- ・保護者に対するポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの一貫した援助
- ・施設入所児及び里親委託児の入所期間中の支援及び施設等退所後の自立に向けた支援
- ・障害児に対しての切れ目のない支援

社会福祉審議会代表者会及び各部会の開催状況について

●社会福祉審議会代表者会

| 回 | 開催日 | 種別 | 議題 |
|---|----------------|------|--|
| 1 | 平成28年 5月30日 | 審議事項 | (1)平成28年度 主な取組について |
| | | 報告事項 | (1)地域福祉計画と各計画との関連について (2)平成27年度の本審議会及び各分科会の活動状況について |
| 2 | 平成29年 2月7日 | 審議事項 | (1)平成29年度に改定予定の計画について |
| | | 報告事項 | (1)意識調査の実施について (2)民生委員児童委員の一斉改選について |

●児童福祉施設等認可部会

| 回 | 開催日 | 種別 | 議題 |
|---|-----------------|------|--|
| 1 | 平成28年 5月30日 | 審議事項 | (1)認可保育所整備・運営事業者募集に係る事業者の決定、計画承認申請及び国庫補助協議に係る審査について (2)確認変更申請及び国庫補助協議に係る審査について |
| | | 報告事項 | (1)家庭的保育事業の実施者募集について |
| 2 | 平成28年 8月2日 | 審議事項 | (1)確認変更申請及び国庫補助事業に係る審査について (2)(仮称)わらべ富士森保育園について |
| 3 | 平成28年 8月30日 | 審議事項 | (1)認可申請及び確認申請に係る審査について (2)内容変更届の受理について (3)新規家庭的保育事業者募集に係る事業実施候補者の決定について (4)わらべ富士森保育園について |
| 4 | 平成28年 10月27日 | 審議事項 | (1)計画承認申請に係る審査について (2)内容変更届の受理について (3)確認変更申請及び認定申請に係る審査について |
| 5 | 平成29年 2月15日 | 審議事項 | (1)認可保育所の増改築に係る事前協議及び国庫補助事業に係る審査について |
| | | 報告事項 | (1)東京都建築物バリアフリー条例に基づく認定の取扱方針の追加改定(保育所等の制限の緩和)について (2)市役所本庁舎内への小規模保育施設の設置について (3)新設認可保育所事業実施申込の取下げについて (4)旧八王子消防署富士森出張所跡地の保育所建設用地としての活用について (5)家庭的保育事業者の廃止について (6)企業主導型保育事業所「ことのは保育園～ユギムラ～」の事業開始について (7)平成29年4月入所申込状況について (8)内容変更届の受理等について |

○平成29年度八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催予定

| | 日時 | 時間(予定) | 場所 |
|-----|----------------|---------|----|
| 第1回 | 平成29年5月24日(水) | 15時～17時 | 未定 |
| 第2回 | 平成29年7月18日(火) | 15時～17時 | 未定 |
| 第3回 | 平成29年11月14日(火) | 15時～17時 | 未定 |
| 第4回 | 平成30年3月20日(火) | 15時～17時 | 未定 |

※場所については、現時点では未定

※認可部会、子どもにやさしいまちづくり部会は別途開催

上記日時については現時点での予定であり、変更等ある場合には適宜お知らせします。